

国・都等の動向

1. 国の動向

(1) 第五次循環型社会形成推進基本計画

○国は循環型社会形成推進基本法に基づく「第五次循環型社会形成推進基本計画」について審議、大筋の内容が固まっています。すでにパブリックコメントは終了しており、夏ごろに閣議決定を目指します。

○指針の柱の案として

1. 循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり
2. 動静脈連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環
3. 地方創生を実現する多種多様な地域の循環システム
4. 資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行
5. 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進

の5つを掲げ、「循環経済への移行により、温室効果ガスの排出削減を通じたカーボンニュートラルの実現や廃棄物の削減・汚染の防止、自然資本への負荷軽減等を通じたネイチャーポジティブの実現に貢献するとともに、循環型社会の形成を進め、持続可能な社会の実現に繋げる。」としています。

○具体的な取組例として

- ・製品の適切な長期利用を促進し、動静脈連携によりライフサイクル全体での徹底的な資源循環を実施し、資源・製品の価値を最大化
- ・これらにより、天然資源の投入量・消費量の最小化を行い、資源採取時等における自然環境への影響を低減し、廃棄物の発生を抑制
- ・国内外の重要鉱物等を含む金属資源循環を環境上適正で高度なリサイクル等を通じて強化
- ・地域の循環システムづくり

等を掲げています。

(2) 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行

○2021 年 6 月に成立。プラスチック使用製品の設計からプラスチック使用製品廃棄物の処理まで、プラスチックのライフサイクルに関わるあらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の取組を促進するための措置を盛り込んでいます。

○事業者、自治体、消費者が相互に連携しながら、「プラスチック使用製品設計指針と認定制度」や「特定プラスチック使用製品の使用の合理化」、「製造・販売事業者等による自主回収・再資源化」、「排出事業者による排出の抑制・再資源化等」、「市区町村によるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化」等に取り組むことが求められます。プラスチック製廃棄物の分別収集と再商品化が自治体の努力義務とされました。



○豊島区においても令和 5 年度よりプラスチックの資源回収を開始しました。

(3) サーキュラーエコノミー（循環経済）への移行

○「第五次循環型社会形成推進基本計画」の方向性からも読み取れるように、国は資源循環と経済成長の両立を目指す「サーキュラーエコノミー（循環経済）への移行」をキーワードとした施策を進めています。

○直近の動向例として、下記のような動きがあります。

- ・ペットボトルの水平リサイクル（ボトル to ボトル）、紙おむつリサイクルなど、高度な技術や事業形態が求められるリサイクル事業を一層進めるため、「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」が今国会で成立しています（2024 年 5 月 29 日公布）。
- ・2024 年 6 月 27 日に開催された産業構造審議会資源循環経済小委員会（国の諮問機関）にて、経済産業省より、大量のプラスチックを使用する製造業（自動車や容器メーカーなど）に対し、プラスチック再生材の一定量の使用を義務づける法改正（「資源有効利用促進法」の改正）の方針が示され、了承されました。

2. 東京都の動向

(1) 東京都資源循環・廃棄物処理計画の改定

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく法定計画であり、『未来の東京』戦略（2021 年 3 月策定）及び東京都環境基本計画（2016 年 3 月策定）に基づく個別分野の計画であり 2021 年度から 2025 年度までの 5 年間（2050 年を見据えた 2030 年のビジョンを提示）を期間としています。

○主な施策として、

1. 資源ロスの更なる削減
2. 廃棄物の循環利用の更なる促進
3. 廃棄物処理システムの強化
4. 健全で信頼される静脈ビジネスの発展
5. 社会的な課題への的確な対応

を挙げています。

○施策の例として、

- ・プラスチック削減プログラム及び食品ロス削減推進計画に基づき、消費者やメーカー等と連携した施策の推進
- ・家庭ごみの有料化、事業系ごみの受入料金適正化なども含めた廃棄物の発生抑制策の検討
- ・分別収集拡大による家庭系プラスチックごみのリサイクル促進
- ・事業者自らの取組促進及び区市町村と連携した指導により事業系廃棄物の 3R 推進
- ・工事現場での分別徹底などにより建設廃棄物のリサイクルを促進
- ・環境配慮製品の普及拡大や海ごみ対策の推進などによる資源ライフサイクルでの環境負荷削減
- ・事務処理や各種届出等の手続きにおける電子化推進、ICT や RPA 活用による業務効率化〈新〉
- ・事業系廃棄物の連携収集により収集運搬を効率化するなど、社会構造の変化に柔軟に対応できる処理体制を構築
- ・区市町村が運営する廃棄物処理施設等の広域化・集約化による社会コストの削減
- ・処理が難しい廃棄物の処理困難性の評価を含めた処理の制度的な枠組みを検討
- ・PCB 対策及び不法投棄対策の確実な推進
- ・新たな取組を事業化する上でのハードルを下げるため、モデル事業の実施により試験的に社会実験に取り組める場を提供するとともに、事業者がチャレンジしやすい環境を整備
- ・サーキュラーエコノミーに向けた枠組みを検討するなど環境対策と経済を両立

- ・感染症対策の徹底等による事業継続性の確保、システムとしてのレジリエンス強化
- ・首都直下地震等に備え、東京都災害廃棄物処理計画を充実強化
- ・広域連携によるリサイクルや不法投棄撲滅に向けた取組の推進
- ・CO₂排出実質ゼロ（ゼロエミッション）に向けた政策の検討、個別事業の実施等を挙げています。

(2) 「ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report」の策定

○東京都は、平均気温の上昇を 1.5℃に抑え、2050 年に CO₂排出実質ゼロに貢献するための「ゼロエミッション東京戦略」を、2019 年 12 月 27 日に公表しました。

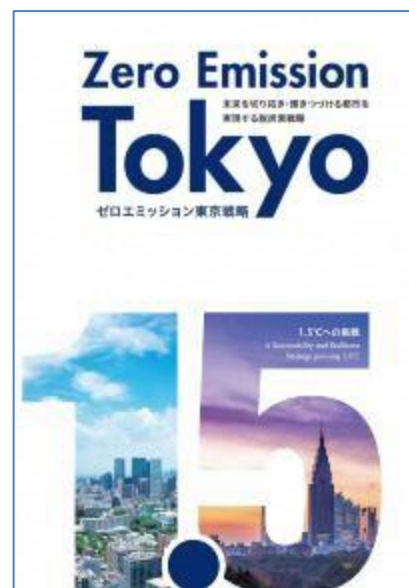
○「ゼロエミッション東京戦略」は、分野ごとに 2050 年に目指すべき姿（ゴール）とロードマップを示すとともに、2030 年に到達すべき目標と具体的取組を設定しています。

○ごみ関連の 2030 年目標としては、以下を掲げています。

- ・一般廃棄物のリサイクル率：37%
- ・廃プラスチックの焼却量：40%削減
- ・食品ロス発生量（2000 年度比）：半減

○さらにプラスチック対策については、削減プログラムを同時に公表し、レジ袋等のワンウェイプラスチック対策、プラ分別収集の拡大促進、事業系プラのリサイクルの促進などを進めるものとしています。

○2021 年 3 月には「ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report」を策定し、2030 年のカーボンハーフ実現に向け、ゼロエミッション東京戦略で掲げたロードマップをアップデートしています。



○豊島区も、令和 3 年 2 月に脱炭素社会の実現に向けて、2050 年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を目指すことを表明しました。また令和 4 年には、2050 年ゼロカーボンシティの実現に向けた方向性を定め、区の環境施策をさらに加速させていくため、「2050 としまゼロカーボン戦略」を策定しました。

○区では、令和 5 年度よりプラスチックの資源回収を開始しているほか、令和 2 年度策定の第四次豊島区一般廃棄物処理基本計画の中に、「食品ロス削減推進計画」を盛り込んでいます。

(3) 東京都災害廃棄物処理計画の改定

○2017年6月に策定して以来、大型台風による被害が発生していることや、2022年5月に、首都直下地震等による被害想定の見直しが行われたことから、2023年9月14日に東京都廃棄物審議会より「東京都災害廃棄物処理計画の改定について」の答申を受け、改定が行われました。被害想定の見直しに伴い、災害廃棄物の排出量が減少しました。



○豊島区においても、地域防災計画を2024年度に改定予定です。地域防災計画の改定内容との整合性を図るとともに、東京都災害廃棄物処理計画における被害想定の見直しを災害廃棄物発生量推計に反映するなど、豊島区災害廃棄物処理基本計画の一部を見直します。

3. 国際的な動向

(1) 持続可能な開発目標（SDGs）の採択

○2015(平成27)年9月、国連サミットで持続可能な開発目標SDGs(Sustainable Development Goals)が全会一致で採択されました。SDGsは、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、2030(平成42)年を期限とする17の目標(ゴール)と169のターゲットからなっています。



ロゴ：国連広報センター作成

○たとえば、「2030 年までに小売・消費レベルにおける一人当たりの食料を半減させる」というターゲットは、我が国の第四次循環型社会形成推進基本計画の食品ロス削減目標にも反映されています。

○第四次豊島区一般廃棄物処理基本計画においても、「3 R の輪でSDGs を実現するまち としま」を基本理念とするとともに、関連が深いゴールとして「2 飢餓をゼロに」「1 1 住み続けられるまちづくりを」「1 2 つくる責任つかう責任」「1 3 気候変動に具体的な対策を」「1 4 海の豊かさを守ろう」「1 7 パートナリーシップで目標を達成しよう」の6つを掲げています。



○豊島区は、令和2年7月17日、内閣府より、SDGs への優れた取組を行う自治体として「SDGs 未来都市」に選定されました。その中で、特に先導的な取組として「自治体 SDGs モデル事業」にも選定されました。ダブル選定は東京都初となります。

(2)サーキュラーエコノミーへの移行

○サーキュラーエコノミーへの移行に関する取組は、カーボンニュートラル・脱炭素の観点から特に欧州において先行的に進められています。

○EU における取組例として、下記のような動きがあります。

- ・2019 年の EU 指令で、フォークやスプーン、ストロー等の使い捨てプラスチック製品の販売を禁止
→日本では 2021 年のプラスチック資源循環促進法で、これらのプラスチック製品の使用の合理化が義務づけられました。
- ・2020 年3月に EU は「サーキュラーエコノミーアクションプラン(行動計画)」を策定。サーキュラーエコノミーに関する各種規制の見直し、統合が進行中
- ・行動計画の一環として、2023 年7月の「自動車設計・使用済自動車管理での持続可能性要件に関する規則 (ELV 規則) 案」では、2030 年を目途に新車生産に使うプラスチックの内 25%以上を再生プラスチックとすることを義務化
→我が国の自動車産業への影響も大きいことから、資源有効利用促進法改正の動きの背景の1つとなっています。